

令和 5 年 2 月 28 日  
一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会

## ピアノ教室における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

### 1. はじめに

本ガイドラインは、当協会の会員の多数を占める個人事業主向けに新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成した。

各教室は、日常的に基本的な感染対策を徹底する。詳細は 2. 以降に記載するが、大きなポイントとしては、以下の 1) ~ 4) である。

1) 咳エチケットについて徹底する。マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とした政府の方針に準じて行動する。新型コロナウイルス感染症対策分科会決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023 年 2 月 10 日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf)

2) 体調を確認する。風邪症状等がある場合や周囲に感染の疑いがある人がいる場合等は、来校を控える。来校後体調不良が発覚した場合はすぐに医療機関を受診させるか、重症化リスクの少ない者については、健康フォローアップセンター等に連絡して健康観察を受けさせる。

3) 換気を徹底する。教室の換気の状態を確認し、各施設の環境や気温に応じた対策がとれるようにする。

基本的な考え方として各ピアノ教室は、事業者が所在する地方公共団体からの通知・要請に従い、また生徒が通う学区の学校等の休校・再開状況に合わせる等より、総合的に判断し適切な対応を行うものとする。

・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう!」<https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf>  
・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022 年 2 月 4 日）[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai\\_4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf)

### 2. 当協会としての感染症対策の基本方針

①密閉空間、密集場所、密接場所の「3つの密」を徹底的に避けるため、手洗い、身体的な距離の確保などの基本的な対策を実施する。

②咳エチケットについて徹底する。マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とした政府の方針に準じて行動するものとする。新型コロナウイルス感染症対策分科会決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023 年 2 月 10 日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf)

③三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。レッスン室への動線や、物の配置等を工夫する。人が並ぶ場所では、人と人が触れ合わない距離の間隔を確保する。

④ピアノレッスン室では、防音室など要密閉空間なことが多いので、生徒の入れ替え時には極力時間を空け、法令を遵守した空調設備による常時換気またはこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ 1 回に 5 分以上。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫。暖気を保つため常時小さく窓開けするなどの工夫も可）や、鍵盤を中心とした設備の清拭（消毒することができない場合も多い）を徹底する必要がある。なお、三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにも留意する。

- ⑤ レッスン室では、極力指導者と生徒、また待合の人との距離を確保する。人と人が触れ合わない程度の距離を保ち、互いに向き合う方向などを工夫する。可能な限り、換気を徹底した上で、至近距離で会話する機会を避ける。
- ⑥ 乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿することを推奨する。また、換気に加えて、CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討する。なお、CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数個所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレータの補助的活用も可とする。
- ⑦ グループレッスンをを行う教室は、グループの人数・規模を縮小させるなど、感染対策、人と人の距離を保てるような検討を行う。同席する保護者の数を限定すること、などを通じ、身体的な距離、ソーシャルディスタンスを可能な限り確保するよう努める。特に緊急事態宣言の発令下や、学校が休校の時には、個人レッスンよりも厳しい基準で対面レッスンの実施を判断すべきである。
- ⑧ 感染症に関連するレッスンのキャンセル等には、この対策期間中は、柔軟に対応する。なお、教室の中から感染が発生した場合の情報開示について、保健所等の行政機関の指示に従うことをご家庭・保護者にご理解を得ておく。感染者以外の生徒の情報も、報告する場合があることを、あらかじめ伝えておく。その他の目的には決して使用しないことも同時に伝える。
- ⑨ 施設内共用部、高頻度接触部位（すなわちピアノ本体、ピアノの椅子、譜面台、録音機材、ドアノブ、照明のスイッチなど）を特定しておき、必要な頻度において消毒する。
- ⑩ 教室で手を洗う場所には、共用のタオルをおかず、ペーパータオル、または個人用のタオルを利用いただく。固形石鹸は液体せっけんと比較して、保管時に不潔になりやすいので使用しない。
- ⑪ トイレは、便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。また、トイレでは手洗いを徹底するものとし、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。
- ⑫ ごみを廃棄する際は、作業後に手洗いを徹底する。

#### ※正しい手洗いの仕方

以下の手順で、30 秒以上、石けんを用いて流水で行う。

- (1) 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこする。
  - (2) 手の甲を伸ばすようにこする。
  - (3) 指先とつめの間を念入りにこする。
  - (4) 両指を組み、指の間を洗う。
  - (5) 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをする。
  - (6) 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させる。
3. ピアノ教室が行うべき対象別「感染拡大防止対策」
- (ア) 生徒向け

- ① 家庭での検温に協力いただく。健康アプリなど利用を推奨し、健康状態の把握に努めてもらう。発熱、風邪の症状がある場合、また、同居家族、身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は、躊躇なく通学・出席を控えてもらう。
- ② 教室来訪時、咳エチケット、こまめに手洗いを励行する。
- ③ 手をふくためのものとして、（教室に設置してあるペーパータオルを利用するか、）個人用のタオル、ハンカチを用いるよう働きかける。
- ④ 生徒・家庭への注意喚起を実施するため、以下のように呼びかけ、該当する場合には、無理せずレッスンを欠席していただくように働きかける。

<ご案内の例> 次の症状がある方、該当する点がある生徒さん（保護者の場合も同様）はご欠席をお願いします。振替レッスン（オンラインレッスンも選択可能）に応じます。

- ・風邪の症状がある方
- ・熱がある方
- ・だるさ、息苦しさがある方。
- ・咳、痰、胸部に不快感のある方。

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

#### (イ) 指導者、講師向け

- ①指導者、講師はレッスン日ごとに、検温を行う。健康アプリなどを活用し、自身の健康状態の把握を義務とすること。平熱以上の発熱や、風邪の症状があるときはレッスンをお休みすること。
- ②地域の感染状況や欠席状況を把握しておく。できるだけ地域あるいは生徒の通う学校等と情報の交換を行う。
- ③咳エチケット、こまめな手洗いを徹底。マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする政府の方針に準じて行動するものとする。新型コロナウイルス感染症対策分科会決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日）
- ④指導にあたっては、生徒と至近距離、あるいは身体に触れての指導を行うことも多い。極力、身体が触れ合わない程度の距離を保ちつつ、互いに向き合わない方向などを工夫する。
- ⑤指導者、講師に対しては、新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知、徹底する。
- ⑥既出の通りに身体的な距離を確保すること・ソーシャルディスタンスの必要を理解し、至近距離にならない等、十分に配慮する。
- ⑦衣服はこまめに洗濯をすること。
- ⑧高齢者の生徒・従業員、持病のある生徒・従業員に対しては、とりわけ慎重で徹底した対応を検討する。
- ⑨必要に応じてテレワークやローテーション勤務を行う。
- ⑩接触による感染防止対策のため、月謝のやりとりなどにおいて現金・カードの受け渡し前後に手指消毒を行う、またはキャッシュレス決済の導入を検討する。

#### (ウ) ピアノの手入れ・保管について

- ①感染媒体になりやすいところと考えられるのは、鍵盤とその周辺、それに譜面台周りである。ピアノは、大きくアクリル鍵盤と、象牙黒檀鍵盤に分かれる。
  1. アルコール：アクリル製には不可。象牙黒檀鍵盤はアルコールで消毒できる。人工象牙にもアルコール消毒は適切ではない。ウェットティッシュとして販売されているものの殆どが「アルコール」を含ませてあるので注意が必要。
  2. 台所用漂白洗剤：0.05%程度に薄めて布に塗布して拭く。そのあとよくしぼった布で拭き上げる。(0.05%とは、洗面器の水に一滴たらずくらい)ただし、鍵盤の材質がメーカーによって異なり、塩素系消毒液が不適切な場合もある。メーカーまたは調律師の方に相談するなどして、そのピアノに適した対処法をとる必要がある。
  3. いずれの場合も、直接、スプレーなどを鍵盤に直接に噴霧すると、木材が水分を含み、鍵盤の動きに悪影響を与える。また、水分が弦に触れてしまえばサビを引き起こしてしまうので、いったん慎重に柔らかい布に噴霧（塗布）してから清拭するのがよい。
- ② 生徒のハンカチやタオルを使って鍵盤を拭くことは避けたほうがよい。
- ③ピアノ（楽器）自体の消毒ができなくても、レッスン・演奏の前後の手洗いまたは手指の消毒を徹底することで、充分感染を防ぐことができる。

#### 4. 講師・従業員の行動管理、検査の活用と徹底

- (ア) 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- (イ) 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- (ウ) 出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの症状を訴えた場合、その従業員に対し、新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）を活用して検査を実施する。

- (エ) 抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、当該従業員に自宅療養を命じる。また、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能。(オ) また、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- (カ) ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照し、推奨する。

## 5. 休業に対する考え方

- (ア) 都道府県知事から、施設の使用制限、休業要請があった場合には、適切に対処する。
- (イ) ピアノ教室の所在する学区の学校が休校となった場合、対面レッスンは基本的に休止し、オンラインレッスンに切り替える。活動の自粛を要請される一方で、休業補償が得られない可能性も高く、オンラインレッスンを活用することが求められる。
- (ウ) 感染が一時的に限定的になっても、ふたたび拡大することも考慮し、いつでもオンラインレッスンに切り替え・あるいは併用できるように準備しておくことが求められる。

## 6. 生徒や指導者に感染症の疑いがある場合、感染が判明した場合

### (ア) 感染症の疑いがある場合

- ①指導者、従業員は、平熱を越える発熱や風邪症状がある場合にはその者の出勤を自粛させ、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。
- ② 生徒の場合は保護者に連絡をとり、適宜医療機関などに相談して指示を受ける
- ③ 保護者に地域・およびピアノ教室での感染症の発生状況について情報を提供する。
- ④ 受診結果は速やかに報告してもらう。

### (イ) 感染が判明した場合

- ①市区町村、保健所などと連携を図り、感染症が疑われる人数、症状、対応状況等を迅速に報告。助言、指示を求める。
- ②治癒し感染のおそれがなくなるまで、通学、出勤を停止する。
- ③感染者と濃厚接触した場合は、最後の接触日から5日間は通学、出勤を停止する。ただし同一世帯の者の感染等により濃厚接触者に指定された場合の待機期間として、検査キットで陰性を確認できれば3日目から待機期間を解除できる。
- ④他の生徒の健康状態についても記録、把握すること。
- ⑤ピアノ教室の休業判断は、市区町村、保健所と相談の上、総合的に判断する。

## 8. イベント(発表会、コンサートなど)を開催する場合の対策

- ①出演者、来場者が遵守すべき感染拡大防止対策※1(下記参照のこと)についてこまめに周知すること。
- ②主催者(講師、スタッフ等)に対する感染拡大防止対策※2を徹底すること。
- ③参加・来場人数の管理ができるようにし、途中入替制の導入を検討すること。
- ④会場内の楽器や椅子などの設備については、施設責任者の指示に従い、乾拭き、アルコール消毒など適切に清拭、処置を講ずること。
- ⑤ピアノを演奏する前と後に、出演者には手指の消毒を要求することが望ましい。
- ⑥出演者の着替えは、会場内に着替えの場所を準備すると密が避けられなくなる場合には、極力、自宅、車内などで行ってもらう。着替えの場所を提供する場合には、十分に他者との間隔をとれる形で運営し、換気、消毒を徹底する。
- ⑦休憩時間を長めにとるなどの工夫を行い、換気に努めること。
- ⑧出演者、来場者に対し入場時の検温等の体調確認を実施するとともに、発熱・体調不良等の症状がある者の参加を着実に防止する具体的な措置を講ずること。(入場時に検温を行い、37.

5 度以上の熱があるなど、症状がある場合には入場、出演を断る旨を事前周知する、払戻しルールを規定する等)。

⑨会場内に消毒液を設置し、出演者、来場者に対して手指消毒を積極的に促すとともに、手指が触れやすい場所や食事を提供するスペース等があれば必要な頻度で消毒すること。

⑩客席等から歓声や「ブラボー」といった大声を出すことを抑止するとともに、大声を出したり鳴り物を使用したりする来場者がいた場合に個別に注意・対応等ができる体制を整備 すること。

⑪人員配置や導線確保等を工夫し、入退場列や休憩時間等の密集を回避する措置を徹底している。特に、イベント前後に食事を提供する場合には、提供時間や導線・スペース 確保等、十分な対策を行うこと。

⑫会場内の十分な換気を徹底する。主催関係者と、参加者がイベント前後・休憩時間等に接触しないような確実な措置を講じること。⑬国や都道府県等の定める要件及び要請等に従い、イベントの参加人数を適切に設定すること。

⑬新型コロナウイルス感染症の陽性者・クラスターが判明した場合に、参加者に対する連絡等の対応を行うことができる体制を構築すること。

※1 出演者、来場者が遵守すべき感染拡大防止対策:

- ・ 出演申込時、チケット購入時又はイベント参加時の連絡先の登録
- ・ 交通機関・飲食店等の分散利用
- ・ 発熱がある場合や風症状がみられる場合のイベント参加自粛
- ・ こまめな手洗い、または手指消毒

※2 主催関係者(ピアノ教室スタッフ、講師等)に対する感染拡大防止対策:

- ・ 交通機関・飲食店等の分散利用
- ・ 検温の実施及び有症状時の申告の徹底
- ・ こまめな手洗い、または手指消毒
  
- ・ 主催者に所属するスタッフ全員の連絡先の把握
- ・ ソーシャルディスタンスの確保

## 9. おわりに

以上の対策を実行すれば、ピアノ教室が感染の発生源となるリスクを抑えるよう、対策を怠らないようにしましょう。

万が一の感染発生時には、教室内関係者への連絡等、迅速に対応し、事態の悪化を避け、積極的な感染防止対策を徹底しましょう。また、オンラインレッスンを柔軟に活用し指導内容の質を保つ努力を通じて、ご家庭の不安を解消し、これまでの信頼関係を変わず積み上げることができると良いでしょう。

ピアノ教室に通う生徒たちの学びが止まらないよう、創意工夫と入念な備えを心掛けていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

<その他参考資料>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

厚生労働省 都道府県ごとの相談・医療に関する情報や窓口のまとめ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

厚生労働省 新型コロナワクチンについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

内閣官房コロナ室「イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項などについて」別紙  
2

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220908.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf)

本ガイドラインは、令和2年5月30日より施行する。

令和2年6月4日 一部改訂。 令和2年8月6日 一部改訂。 令和3年2月10日 一部改訂。 令和3年10月20日 一部改訂。 令和4年12月12日 一部改訂。 令和5年2月28日 一部改訂。